

松本市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和8年6月施行版)

- 1 訪問型サービス（独自）サービスコード表
- 2 訪問型サービス（独自/定率）サービスコード表
- 3 通所型サービス（独自）サービスコード表
- 4 通所型サービス（独自/定率）サービスコード表
- 5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

【注】 単位数算定記号の説明

+○○単位	⇒	所定単位数	+	○○単位
-○○単位	⇒	所定単位数	-	○○単位
×○○%	⇒	所定単位数	×	○○／100
○○%加算	⇒	所定単位数	+	所定単位数 × ○○／100

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色→変更

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

松本市

介護予防訪問介護相当サービス:松本市訪問介護相当サービス指定事業者(平成27年4月以降介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など)が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	1週間当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 訪問型サービス費（独自）(Ⅰ) 週1回程度の場合		1,176単位		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割				日割の場合	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		(2) 訪問型サービス費（独自）(Ⅱ) 週2回程度の場合		2,349単位		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割				日割の場合	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		(3) 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 週2回を超える程度の場合		3,727単位		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割				日割の場合	123単位	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週間当たりの標準的な回数を定める場合	訪問型サービス費（独自）(Ⅰ) 週1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割					日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ			訪問型サービス費（独自）(Ⅱ) 週2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割					日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ			訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 週2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割					日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	1週間当たりの標準的な回数を定める場合	訪問型サービス費（独自）(Ⅰ) 週1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ日割					日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ			訪問型サービス費（独自）(Ⅱ) 週2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ日割					日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ			訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 週2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ日割					日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合				所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	(4) 初回加算				200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(5) 生活機能向上連携加算				ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ					イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	(6) 口腔連携強化加算				50単位加算	50	月1回限度	

A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(7) 介護職員等処遇改善加算	ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算		

A3 訪問型サービス(サービスA)サービスコード表

松本市

緩和した基準によるサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A3	1001	訪問型サービスⅣ(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2・継続利用要介護者 (月1回～週2回まで)	1割負担の利用者の場合	206	1回につき
A3	1002	訪問型サービスⅣ(2割負担)		2割負担の利用者の場合	206	
A3	1007	訪問型サービスⅣ(3割負担)		3割負担の利用者の場合	206	
A3	1003	訪問型サービスⅤ(1割負担)	事業対象者・要支援2・継続利用要介護者(週2回を超える程度) ※週3回は超えない	1割負担の利用者の場合	206	
A3	1004	訪問型サービスⅤ(2割負担)		2割負担の利用者の場合	206	
A3	1008	訪問型サービスⅤ(3割負担)		3割負担の利用者の場合	206	
A3	1005	訪問型サービスⅥ(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2・継続利用要介護者 (20分未満で主に生活援助を行う場合)	1割負担の利用者の場合	101	
A3	1006	訪問型サービスⅥ(2割負担)		2割負担の利用者の場合	101	
A3	1009	訪問型サービスⅥ(3割負担)	※20分未満のサービス1回は、通常サービスを0.5回と換算する。	3割負担の利用者の場合	101	

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表

松本市

介護予防通所介護相当サービス:松本市通所介護相当サービス指定事業者(平成27年4月以降介護予防通所介護の指定を受けた事業者など)が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス1	(1) 通所型サービス費(独自) 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割		1,798単位		日割の場合	59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2			3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割		3,621単位		日割の場合	119単位	119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ			事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ			事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ日割				日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算			1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算			1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合 ※注釈あり				47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	(2) 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症利用者受入加算	(3) 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	(4) 栄養アセスメント加算				50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	(5) 栄養改善加算				200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	(6) 口腔機能向上加算	ア 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		イ 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	(7) 一体的サービス提供加算				480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	(8) サービス提供体制強化加算	ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		(9) 生活機能向上連携加算	ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	(10) 口腔・栄養スクリーニング加算	ア 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5		

A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	(I1) 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(I2) 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算		
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 21			イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算		
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 21			エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算		
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 12		利用定員が19人未満の場合	ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算		
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 22			イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 12			ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 22			エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2			オ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2			カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	(1) 通所型サービス費(独自) 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	(1) 通所型サービス費(独自) 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			119単位		83	1日につき

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※事業所が送迎を行わない場合については、通所型独自サービス1を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、通所型独自サービス2を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能

A7 通所型サービス(サービスA) サービスコード表

松本市

緩和した基準によるサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A7	1001	通所型サービスA(1割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2・継続利用要介護者 (月1回～週2回まで)	1割負担の利用者の場合		360	1回につき
A7	1002	通所型サービスA(2割負担)		2割負担の利用者の場合		360	
A7	1003	通所型サービスA(3割負担)		3割負担の利用者の場合		360	

AF 介護予防ケアマネジメント費

松本市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	(1) 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメントA 442単位	事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5		442	1月につき
AF	2211	介護予防ケアマネジメントA(高齢者虐待防止措置未実施の場合)			高齢者虐待防止措置未実施		438	
AF	2212	介護予防ケアマネジメントA(高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定の場合)			4単位減算 業務継続計画未策定 4単位減算		434	
AF	2213	介護予防ケアマネジメントA(業務継続計画未策定の場合)			業務継続計画未策定減算 4単位減算		438	
AF	2112	介護予防ケアマネジメントB		介護予防ケアマネジメントB 398単位	事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5		398	
AF	2214	介護予防ケアマネジメントB(高齢者虐待防止措置未実施の場合)			高齢者虐待防止措置未実施		394	
AF	2215	介護予防ケアマネジメントB(高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定の場合)			4単位減算 業務継続計画未策定 4単位減算		390	
AF	2216	介護予防ケアマネジメントB(業務継続計画未策定の場合)			業務継続計画未策定 4単位減算		394	
AF	4001	介護予防ケアマネジメントA初回加算	(2) 初回加算	300単位加算 300				
AF	4002	介護予防ケアマネジメントB初回加算		300単位加算 300				
AF	5001	介護予防ケアマネジメントA委託連携加算	(3) 委託連携加算	300単位加算 300				
AF	5002	介護予防ケアマネジメントB委託連携加算		300単位加算 300				
AF	6001	介護予防ケアマネジメントA介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(4) 介護職員等処遇改善加算 ※所定単位数の21/1000 加算	介護予防ケアマネジメントAのうち、所定単位数が442単位、438単位、434単位になる場合 9				
AF	6002	介護予防ケアマネジメントA介護職員等処遇改善加算Ⅱ		介護予防ケアマネジメントAのうち、所定単位数が738単位、734単位になる場合 15				
AF	6003	介護予防ケアマネジメントA介護職員等処遇改善加算Ⅲ		介護予防ケアマネジメントAのうち、所定単位数が742単位になる場合 16				
AF	6004	介護予防ケアマネジメントA介護職員等処遇改善加算Ⅳ		介護予防ケアマネジメントAのうち、所定単位数が1042単位、1038単位、1034単位になる場合 22				
AF	6101	介護予防ケアマネジメントB介護職員等処遇改善加算Ⅰ		介護予防ケアマネジメントBのうち、所定単位数が398単位、394単位、390単位になる場合 8				
AF	6102	介護予防ケアマネジメントB介護職員等処遇改善加算Ⅱ		介護予防ケアマネジメントBのうち、所定単位数が690単位になる場合 14				
AF	6103	介護予防ケアマネジメントB介護職員等処遇改善加算Ⅲ		介護予防ケアマネジメントBのうち、所定単位数が698単位、694単位になる場合 15				
AF	6104	介護予防ケアマネジメントB介護職員等処遇改善加算Ⅳ		介護予防ケアマネジメントBのうち、所定単位数が998単位、994単位、990単位になる場合 21				

※介護職員等処遇改善加算は(1)～(3)までの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、いずれかを選択するもの。

【介護職員等処遇改善加算算定にあたる所定単位数の算出内訳】

介護予防ケアマネジメントA

9単位	①442単位(介護予防ケアマネジメントA)
	②438単位(介護予防ケアマネジメントA－高齢者虐待防止措置未実施減算、介護予防ケアマネジメントA－業務継続計画未策定減算)
	③434単位(介護予防ケアマネジメントA－高齢者虐待防止措置未実施減算－業務委継続計画未策定減算)
15単位	①738単位(介護予防ケアマネジメントA－高齢者虐待防止措置未実施減算(または業務継続計画未策定減算)＋初回加算(または委託連携加算))
	②734単位(介護予防ケアマネジメントA－高齢者虐待防止措置未実施減算－業務委継続計画未策定減算＋初回加算(または委託連携加算))
16単位	①742単位(介護予防ケアマネジメントA＋初回加算(または委託連携加算))
22単位	①1042単位(介護予防ケアマネジメントA＋初回加算＋委託連携加算)
	②1038単位(介護予防ケアマネジメントA－高齢者虐待防止措置未実施減算(または業務継続計画未策定減算)＋初回加算＋委託連携加算)
	③1034単位(介護予防ケアマネジメントA－高齢者虐待防止措置未実施減算－業務委継続計画未策定減算＋初回加算＋委託連携加算)

介護予防ケアマネジメントB

8単位	①398単位(介護予防ケアマネジメントB)
	②394単位(介護予防ケアマネジメントB－高齢者虐待防止措置未実施減算、介護予防ケアマネジメントB・業未)
	③390単位(介護予防ケアマネジメントB－高齢者虐待防止措置未実施減算－業務委継続計画未策定減算)
14単位	①690単位(介護予防ケアマネジメントB－高齢者虐待防止措置未実施減算－業務委継続計画未策定減算＋初回加算(または委託連携加算))
15単位	①698単位(介護予防ケアマネジメントB＋初回加算(または委託連携加算))
	②694単位(介護予防ケアマネジメントB－高齢者虐待防止措置未実施減算(または業務委継続計画未策定減算)＋初回加算(または委託連携加算))
21単位	①998単位(介護予防ケアマネジメントB＋初回加算＋委託連携加算)
	②994単位(介護予防ケアマネジメントA－高齢者虐待防止措置未実施減算(または業務委継続計画未策定減算)＋初回加算＋委託連携加算)
	③990単位(介護予防ケアマネジメントB－高齢者虐待防止措置未実施減算－業務委継続計画未策定減算＋初回加算＋委託連携加算)